

お茶の水女子大学被災学生支援金制度概要

1. 対象

本学に在学する学生で、下記に定める対象に該当する者。

2. 支援金の種類

支援金は、下記の2種類とする。

①一時見舞金

趣旨 : 一時見舞金として、対象者に一律で支給する。

対象 : 災害救助法適用地域に本人又は保護者が居住している者。

申請 : 申請書を提出する。(証明書は求めない。)

給付額 : 一律1万円

②被災支援金 (※ 詳細については、別に定める。)

趣旨 : 被災の程度に応じて、学業を継続するのに必要な資金を支給する。

対象 : 別に定める被害認定基準に該当する者。

申請 : 罹災状況証明書、その他必要な証明書を提出する。

給付額 : 被害程度に応じて別に定める。

3. 給付の決定

申請に基づき、学生委員会、企画経営統括本部会議の議を経て、学長が決定する。

4. 給付の方法

給付は申請者への振り込みで行う。

5. 事務

支援金に関する事務は学生・キャリア支援チームが行う。